

優先交渉権者選定評価基準

1. 選定実施機関

- (1) 評価は、選考審査委員会を設けて、選考審査委員会で実施する。
- (2) 選考審査委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、この評価基準に基づき、採点及び評価を行う。

2. 決定方法

- (1) 選考審査委員が「評価基準表」に基づき、採点する。
- (2) 有効な企画提案書を提出した参加者であって、各選考審査委員が評価点を算出し、選考審査委員ごとに評価点の高い順に順位を決め、1位の評価が最も多い参加者を優先交渉権者とする。

ただし、参加者が1者の場合、各選考審査委員の評価項目ごとの評価点を合計した点数を「総合点数」とし、その総合点数で評価し、満点の5割を超える点数の場合は、優先交渉権者とする。

- (3) 優先交渉権者の選定にあたり、1位の評価の数と同じ者が2以上あるときの対応について。

「総合点数」の高い者を優先交渉権者とし、「総合点数」も同点の場合、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知する。くじ引きの辞退はできないものとし、くじを引かない者があるときは、選考審査委員がこれに代わってくじを引くこととする。

3. 評価点の採点方法及び評価基準

- (1) 各選考審査委員が「別紙 評価基準表」に基づき、採点する。
- (2) プレゼンテーションの当日において、企画提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価の対象としない。

4. 評価点の配点割合

評価点は300点満点とし、配点割合は「別紙 評価基準表」の通りとする。